

「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 9月 25日

坂 城 町 長

坂城町規則第17号

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の次に次の1条を加える。

（意向確認等の期間）

第10条の4 条例第12条の3第2項の町長が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。